

年金記録確認静岡地方第三者委員会(第一部会) (第 134 回) 議事要旨

1 日 時 平成 24 年 7 月 12 日 (木) 13 時 30 分から 15 時 30 分

2 場 所 年金記録確認静岡地方第三者委員会 委員会室

3 出席者

(委 員) 小林部会長、梅村委員、岡村委員、櫻井委員、久松委員

(事務室) 松尾室長、後藤次長 ほか

4 主な議題

(1) 申立事案の受付状況

(2) 申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 静岡地方第三者委員会に対する年金記録に係る確認申立書の受付件数等について、事務室から報告された。

(2) 前回までの部会で継続審議することとされた 4 件を含む 9 件の事案について審議が行われた。

国民年金の事案について、1 事案はあっせん案を審議し決定され、2 事案は記録の訂正の必要がないと判断された。

他の事案については、それぞれ関連資料や周辺事情を吟味の上、今後の調査方針について議論が行われ、次回以降の部会で継続審議することとされた。

(3) 次回の第一部会は、平成 24 年 7 月 26 日 (木) 13 時 30 分から開催することとされた。

〔 文 責 : 事務室 〕

〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認静岡地方第三者委員会(第四部会) (第 169 回) 議事要旨

- 1 日 時 平成 24 年 7 月 17 日 (火) 13 時 30 分から 15 時 30 分
- 2 場 所 年金記録確認静岡地方第三者委員会 委員会室
- 3 出席者
(委 員) 諏訪部部会長、北村委員、奥山委員、法月委員
(事務室) 松尾室長、後藤次長 ほか
- 4 主な議題
 - (1) 申立事案の受付状況
 - (2) 申立事案の審議
 - (3) その他
- 5 会議経過
 - (1) 静岡地方第三者委員会に対する年金記録に係る確認申立書の受付件数等について、事務室から報告された。
 - (2) 前回までの部会で継続審議することとされた 5 件を含む 9 件の事案について審議が行われた。
厚生年金の事案について、2 事案はあっせん案を審議し決定され、3 事案は記録の訂正の必要がないと判断された。
他の事案については、それぞれ関連資料や周辺事情を吟味の上、今後の調査方針について議論が行われ、次回以降の部会で継続審議することとされた。
 - (3) 次回の第四部会は、平成 24 年 8 月 7 日 (火) 13 時 30 分から開催することとされた。

〔 文 責 : 事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認静岡地方第三者委員会(第三部会) (第 172 回) 議事要旨

1 日 時 平成 24 年 7 月 18 日 (水) 13 時 30 分から 15 時 30 分

2 場 所 年金記録確認静岡地方第三者委員会 委員会室

3 出席者

(委 員) 西尾部会長、杉村委員、大橋委員、富田委員
(事務室) 松尾室長、後藤次長 ほか

4 主な議題

- (1) 申立事案の受付状況
- (2) 申立事案の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 静岡地方第三者委員会に対する年金記録に係る確認申立書の受付件数等について、事務室から報告された。
- (2) 前回までの部会で継続審議することとされた 6 件を含む 10 件の事案について審議が行われた。
厚生年金の事案について、4 事案はあっせん案を審議し決定され、2 事案は記録の訂正の必要がないと判断された。
他の事案については、それぞれ関連資料や周辺事情を吟味の上、今後の調査方針について議論が行われ、次回以降の部会で継続審議することとされた。
- (3) 次回の第三部会は、平成 24 年 8 月 8 日 (水) 13 時 30 分から開催することとされた。

〔 文 責 : 事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認静岡地方第三者委員会(第一部会) (第 135 回) 議事要旨

- 1 日 時 平成 24 年 7 月 26 日 (木) 13 時 30 分から 16 時 20 分
- 2 場 所 年金記録確認静岡地方第三者委員会 委員会室
- 3 出席者
(委 員) 小林部会長、梅村委員、岡村委員、櫻井委員、久松委員、村田委員
(事務室) 松尾室長、後藤次長 ほか
- 4 主な議題
 - (1) 申立事案の受付状況
 - (2) 申立事案の審議
 - (3) その他
- 5 会議経過
 - (1) 静岡地方第三者委員会に対する年金記録に係る確認申立書の受付件数等について、事務室から報告された。
 - (2) 前回までの部会で継続審議することとされた 6 件を含む 10 件の事案について審議が行われた。
国民年金の事案について、1 事案はあっせん案を審議し決定され、4 事案は記録の訂正の必要がないと判断された。
他の事案については、それぞれ申立人からの説明聴取、関連資料や周辺事情を吟味の上、今後の調査方針について議論が行われ、次回以降の部会で継続審議することとされた。
 - (3) 次回の第一部会は、平成 24 年 8 月 23 日 (木) 13 時 30 分から開催することとされた。

〔 文 責 : 事務室
後日修正の可能性あり 〕